

## 高松市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年2月28日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	吉	峰	幸	夫
同	竹	内	俊	彦

平成30年度

監査結果報告書（定期監査・行政監査）



高松市監査委員

# 行政監査

# 平成30年度行政監査の結果について

## 1 監査対象局及び所属別監査結果

	所管課等		指摘	意見	合計
1	市民政策局			1	1
2	市民政策局	コミュニティ推進課		1	1
3	総務局			2	2
4	総務局	危機管理課		1	1
5	財政局			1	1
6	財政局	財産経営課 ファシリティマネジメント推進室		1	1
7	総務局及び財政局			2	2
8	健康福祉局			1	1
9	健康福祉局	こども園総務課		2	2
10	環境局			1	1
11	環境局	環境保全推進課		1	1
12	創造都市推進局	文化財課		1	1
	合計			15	15

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

## 2 監査実施期間

平成30年8月27日から平成31年1月29日まで

## 3 監査対象事務

行政事務の執行

## 4 監査対象となる事務の執行年度

平成29年度及び平成30年度

## 5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

また、「平成30年度高松市監査実施計画」に掲げる重点取組事項として、「補助金交付事務」及び「行財政改革計画の検証」について、監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## 7 事情聴取（平成31年1月28、29日実施）の状況



# 平成30年度行政監査結果一覧

H31.2.28

結果No.	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等	
1	意見【重点】	補助金交付に係る収支報告書等の勘定科目の計上方法について	P6	市民政策局	コミュニティ推進課
2	意見【重点】	補助金等交付事務に係る基準及び要綱のひな型等の作成について	P7	総務局及び財政局	
3	意見【重点】	補助金等交付事務の統制的な検証と見直し体制の構築について	P8		
4	意見【重点】	補助対象経費の確認方法について	P9	健康福祉局	こども園総務課
5	意見【重点】	補助対象団体の財政状況の確認について	P10		
6	意見【重点】	補助事業の実績確認について	P11	創造都市推進局	文化財課
7	意見【重点】	行財政改革計画の進行管理について	P16	市民政策局、総務局、財政局、健康福祉局、環境局	
8	意見	実効性のある内部統制制度の確立について	P17	総務局	
9	意見	災害時における従事職員の体制及び意見集約について	P18	総務局	危機管理課
10	意見	ファシリティマネジメントの取組効果の早期発現について	P19	財政局	財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
11	意見	高松市太陽光発電システム等設置補助金の交付要件の見直しについて	P20	環境局	環境保全推進課

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成30年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成30年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

## 2 平成30年度の重点取組事項

### (1) 補助金交付事務について

補助金は、地方自治法の規定に基づいて、特定の事業、研究等を育成、助長するために本市が公益上必要であると認められた場合に支出するものであり、これまで行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で、大きな役割を果たしてきたが、近年、その支出は長期化し既得権化する傾向を見せており、また、本市の財政状況も厳しい中、適正に執行していく必要がある。

このような状況のもと、補助金交付事務については、これまで個別の定期監査を通じて、監査委員の意見を付してきたが、本市の補助金制度に係る全庁的な問題点・課題を把握し、その改善案を提示することが市民にとって有用であることから、年度を通じ、全局を対象とした行政監査を実施する。

### (3) 行財政改革計画の検証について

第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）は、第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている。

平成29年度において、行財政改革計画に記載された実施工程（目標値）について、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施し、進捗状況に遅れが認められた監査対象局に対しては、監査委員の意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査計画であることから、30年度においても、引き続き、行財政改革計画に記載された事務事業について、その実績や効果を検証する。

平成30年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/kansu.files/keikaku30.pdf>

## 補助金交付事務について

### 1 テーマ及び監査のポイント

補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）は、地方自治法の規定に基づいて、特定の事業や目的、研究等を育成、助成するために本市が公益上必要であると認めた場合に支出するものであるが、その支出は長期化し、既得権化する傾向がある。

本市では、平成16年9月に「高松市補助金等交付システム見直し基準」を、平成22年10月に「高松市補助金等の見直し方針」を策定しているほか、「補助金の見直しチェックリスト」等を使用し、補助金の適正な執行に向けた見直しを実施しており、年々補助金等の交付件数、金額ともに減少傾向にあるが、平成30年度当初予算ベースで、一般財源不足が約31億円見込まれる依然として厳しい財政状況の中、さらなる見直しが必要と思われる。

そこで、補助金等交付事務の公益性・必要性、効果性、適格性及び妥当性が確保されているか、また、今後、見直し方針に沿った補助事業を実施するために、全庁的に有効な体制づくりについての検討を着眼点とし、行政監査を実施した。

### 2 監査の方法

#### （1）調査票による照会

全庁照会により、補助金等交付額が100万円以上の事業（216件）について、事業内容等の調査を行った。

#### （2）書類確認

上記照会により得た調査票結果から無作為に抽出した30件の市単独補助事業、これと交付先が同じ市単独補助事業を合わせた55件について、関係書類の提出を求め、事務の執行について確認した。

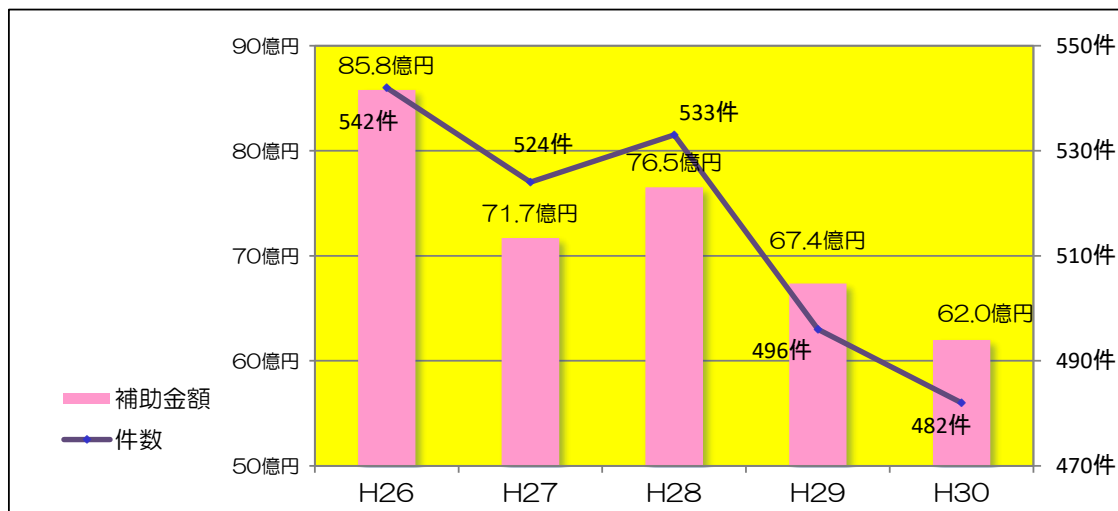
#### （3）聞き取り調査

書類確認によって、確認すべき事案や内容に疑義のある事業については、所管課へ赴き担当者への聞き取り調査を行った。



### 3 本市の補助金等について

本市における補助金等の交付件数及び補助金額は概ね減少傾向にあり、平成30年度当初予算では、482件、約62億円の補助金等が各種団体等に交付が予定され、前年度に比べて14件、約5億3,600万円減少している。



<出典>

高松市当初予算補助金・交付金一覧

#### 《調査票回答集計》

##### ○市単独補助事業（155件）の類型別件数

(1) 団体育成・運営支援型補助	42件
(2) 事業支援型補助	57件
(3) 負担軽減型補助	22件
(4) イベント開催補助	13件
(5) 法令、協定等により負担割合等が決まっている補助	7件
(6) 本来、市が行うべき事業に対する補助	7件
(7) その他	7件

##### ○市単独補助事業のうち

(1) 要綱の制定がない	72件
(2) 終期又は周期の設定をしていない	134件

##### ○平成29年度に実施された市単独補助事業のうち

(1) 交付金額が事業費の1/2を超える	76件
(2) 交付金額が事業費の10パーセント未満	8件
(3) 要綱・協定書・基準で交付先が特定されている	44件
(4) 交付先は特定されていないが結果として固定化している	66件



# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

平成30年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	コミュニティ推進課	区分	意見【重点】
意見の項目	補助金交付に係る収支報告書等の勘定科目の計上方法について		
意見を付す理由	<p>「平成29年度高松市コミュニティ協議会連合会運営活動事業補助金」において、収支予算書及び収支決算書に計上された繰越金については、特別事業等で必要となる準備資金であるにもかかわらず、事業計画書とそれに合わせた名称で積立を行っていないため、多額の繰越金が発生しているように見える。</p>		
意見	<p>補助金交付団体に対し、収支予算書や決算書等に記載する勘定科目については、用途を明確にし、合理的な説明がつくような名称で計上をするよう指導されたい。</p>		
根拠法令・通知等	平成29年度予算の執行方針について（依命通達）		
内容	<p>3 歳出に関する事項                      (7) (前略) なお、財政審査においては、補助金等交付申請書に添付している収支予算書の内容を精査するため、事前に申請者に対し、より明確な区分と積算等の内訳の記載について指導すること。</p>		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

平成30年度／総務局及び財政局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	総務局及び財政局	区分	意見【重点】
意見の項目	補助金等交付事務に係る基準及び要綱のひな型等の作成について		
意見を付す理由	<p>補助金等交付事務については、全庁的な基準が定められていないため、補助金等を執行する課によって実績報告の確認方法や提出を求める書類にばらつきがあり、十分な確認が行われていないものが多数見受けられた。</p> <p>また、補助金等交付要綱についても、制定されていないものが半数近く見られ、今後、補助金等を執行する課が要綱を制定していくに当たり、盛り込むべき項目などを明記した基準となるものがあることが望ましい。</p>		
意見	<p>補助金等の適正な執行と透明性の確保のために、補助の種類別に提出を求めるべき書類や確認項目の基準を示すとともに、補助金等交付要綱を制定する際の参考となるひな型等を作成されたい。</p>		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

平成30年度／総務局及び財政局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	総務局及び財政局	区分	意見【重点】
意見の項目	補助金等交付事務の統制的な検証と見直し体制の構築について		
意見を付す理由	補助金等交付事務については、補助金等を執行する課が第一義的に検証すべきものではあるが、本市の財政状況が厳しい中で「高松市補助金等交付システム見直し基準」及び「高松市補助金等の見直し方針」に沿った見直しをし、適正な補助金等の執行をするためには、統制事務を所管する局の積極的な関与が不可欠である。		
意見	補助金等交付事務の見直しに際しては、統制事務を所管する局が連携し、各事業の実績やあり方を検証するとともに、補助事業の有効化・効率化に向け、補助金等を執行する課に対して実効性のある助言・指導ができる体制を構築されたい。		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

平成30年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	こども園総務課	区分	意見【重点】
意見の項目	補助対象経費の確認方法について		
意見を付す理由	「高松市すこやか認定保育所補助金」の実績報告書に添付されている領収書等について、内容が不明瞭なものが見受けられた。		
意見	実績報告書に添付する領収書等については、要綱に定めている補助対象経費に合致しているか適切に確認されたい。		
根拠法令・通知等	高松市補助金等の見直し方針		
内容	2 見直しの視点 (3) 適格性 ア 交付先団体等の会計処理及び補助金等の使途が適切であること。 (4) 妥当性 ア 補助対象経費の範囲は妥当であること。		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

平成30年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	こども園総務課	区分	意見【重点】
意見の項目	補助対象団体の財政状況の確認について		
意見を付す理由	「高松市認可外保育施設助成金」に係る実績報告書類を確認したところ、団体育成・運営支援型補助であるにもかかわらず、補助対象経費に対する収支に限定した収支決算書の提出となっており、保育施設全体の収支状況について把握できない状況である。		
意見	団体育成・運営支援型補助金等は、補助事業者の資産を正確に把握し、補助の必要性を判断する必要があることから、財務書類の提出を求めるなど、各保育施設の収支状況等を確認されたい。		
根拠法令・通知等	高松市補助金等の見直し方針		
内容	2 見直しの視点 (3) 適格性 イ 補助金等の額が、その団体等の繰越金額及び活動費と比べて適正であること。		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

平成30年度／創造都市推進局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	文化財課	区分	意見【重点】
意見の項目	補助事業の実績確認について		
意見を付す理由	讃岐国分寺史跡まつりの補助事業実績報告書を確認したところ、企業等からの協賛内容の記載に不備があるものや協賛金と領収書の金額が一致しないものが見られた。		
意見	補助事業の実績確認については、添付資料等を十分に確認する等、チェック体制の強化を図り、適正に事務処理されたい。		
根拠法令・通知等	高松市補助金等の見直し方針		
内容	2 見直しの視点 (3) 適格性 ア 交付先団体等の会計処理及び補助金等の使途が適切であること。		

# 行財政改革計画の検証

## 1 テーマ及び監査のポイント

平成28年度から、第6次高松市総合計画（平成28年度～平成35年度）及び第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～平成31年度）がスタートしているが、総合計画の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置づけられている、第7次高松市行財政改革計画に登載された29年度の実施工程（目標値）が、適切に進行管理されていたかについて監査した。

なお、監査対象は、市民政策局、総務局、財政局、健康福祉局、環境局である。

## 2 監査の方法

平成29年度の進行管理の状況について、人事課行政改革推進室発行の「第7次高松市行財政改革計画平成29年度実績報告書」その他関係資料で確認した。

## 3 監査結果

第7次高松市行財政改革計画に登載している実施項目

- ◎：実施工程（目標値）を大幅に上回っているもの
- ：実施工程（目標値）を達成しているもの
- △：実施工程（目標値）を達成できていないもの
- －：平成30年度から新たに計画に追加したため実績がないもの

### （1）市民政策局

実施項目	所管課	平成29年度実績
（1）公共交通空白地帯の解消	交通政策課	△
（2）地域コミュニティの構築・支援	コミュニティ推進課	○
（3）自治会活動の活性化	コミュニティ推進課	○
（4）協働推進員制度の在り方検討	コミュニティ推進課	○
（5）協働企画提案事業の見直し	男女共同参画・協働推進課	○
（6）男女共同参画社会推進事業	男女共同参画・協働推進課	－
（7）交通事故相談事業	くらし安全安心課	－



## (2) 総務局

実施項目	所管課	平成29年度実績
(1) コンプライアンスの徹底	コンプライアンス推進課	○
(2) 人材育成の推進	人事課	○
(3) 情報セキュリティ研修の実施	情報政策課	○
(4) 職員提案の積極的な運用	人事課 行政改革推進室	○
(5) 庁内検討委員会等の制度見直し	人事課 行政改革推進室	○
(6) 職員の活力を引き出す人事管理	人事課	○
(7) 事務処理改善マニュアルの作成	人事課 行政改革推進室	○
(8) 市長等の給与の見直し	総務課	○
(9) 定員適正化計画の推進	人事課	○
(10) 給与等適正化	人事課	○
(11) 外部評価の見直し	人事課 行政改革推進室	○
(12) 「受益者負担見直し基準」の見直し	人事課 行政改革推進室	△
(13) 震災対策総合訓練の見直し	危機管理課	○
(14) ホームページの充実	広聴広報課	○

## (3) 財政局

実施項目	所管課	平成29年度実績
(1) 市債残高の抑制	財政課	○
(2) 中長期的財政運営方針の検討	財政課	○
(3) ネーミングライツの導入	財産経営課 ファシリティマネジメント推進室	○
(4) 職員の自家用車駐車の有料化	財産経営課	△
(5) 未利用地等の売払	財産経営課	○
(6) 市税収納率の向上対策	納税課	○
(7) 市・県民税の特別徴収比率の向上	市民税課	○
(8) 固定資産税課税客体の適正把握	資産税課	○
(9) 市単独事業(扶助費)の見直し	財政課	○
(10) 予算編成の見直し	財政課	○
(11) 補助金等の見直し	財政課	○
(12) 受益者負担(使用料等)の見直し	財政課	○

## (4) 健康福祉局

実施項目	所管課	平成29年度実績
(1) 保健センター・ステーションの再編の検討及び合併地区保健センターの有効活用	保健センター	○
(2) 地域包括支援センターの再編の検討	地域包括支援センター	○
(3) 幼稚園、保育所の在り方	こども園総務課	○
(4) 国民健康保険事業（特別会計）における医療費適正化	国保・高齢者医療課	△
(5) 被保護者に対する就労支援	生活福祉課	○
(6) 介護保険給付費の適正化	介護保険課	◎
(7) 介護予防事業の積極的な実施による要介護状態の抑制	地域包括支援センター	○
(8) 高松市社会福祉協議会との賃貸借契約の見直し	健康福祉総務課	○
(9) 高松市社会福祉協議会助成事業の見直し	健康福祉総務課	○
(10) AED（自動体外式除細動器）の賃貸借契約方法の見直し	保健対策課	○
(11) 健康づくり推進事業の見直し	保健センター	○
(12) 高齢者福祉通信機器貸与等事業	長寿福祉課	—
(13) 高齢者住宅改造助成事業	長寿福祉課	—

## (5) 環境局

実施項目	所管課	平成29年度実績
(1) バイオマス発電による電力自給促進事業	西部クリーンセンター	○
(2) バイオマス発電による電力売却事業	西部クリーンセンター	○
(3) し尿と下水の共同処理事業	衛生センター	○
(4) 家庭系ごみ収集運搬に係る既委託業務の契約方法等の見直し検討	環境業務課	△
(5) ごみ再資源化事業	環境保全推進課	△
(6) 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度の見直し	環境保全推進課	○
(7) 直営の家庭系ごみ定期収集部門の委託化	環境業務課	○
(8) 市有財産を活用した再生可能エネルギーの普及促進	環境総務課 地球温暖化対策室	○
(9) ボランティア清掃ごみの分別回収	環境指導課 適正処理対策室	○
(10) 公衆便所管理等事業	環境施設対策課	○

4 平成29年度の実施工程（目標値）を大幅に上回り、着実に成果を上げている実施内容

健康福祉局における「介護保険給付費の適正化」については平成29年度実績が実施工程を大幅に上回り、着実に成果を上げていることが認められた。

実施項目	平成29年度 実施工程（目標値）	平成29年度実績
介護保険給付費の適正化	①ケアプランの点検： 160件 ②介護サービス 事業所の実地指導等：140件	① 357件 ② 267件

# 監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

平成30年度／市民政策局、総務局、財政局、健康福祉局、環境局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	市民政策局、総務局、財政局、健康福祉局、環境局	区分	意見【重点】
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について		
意見を付す理由	第7次高松市行財政改革計画に登載している実施項目について、実施工程（目標値）の遅れが認められた。		

意見	平成29年度において実施工程（目標値）の進捗状況に遅れの認められた実施項目については、計画期間内において実施工程を達成するための方策を見直すなどされたい。
----	---

実績	対象局	実施項目	平成29年度 実施工程（目標値）	平成29年度実績
	市民政策局	公共交通空白地帯の解消	7路線	5路線
	総務局	「受益者負担見直し基準」の見直し	活用	現状調査
	財政局	職員の自家用車駐車の有料化	10,000千円	検証
	健康福祉局	国民健康保険事業（特別会計） における医療費適正化	60パーセント	42.8パーセント
	環境局	家庭系ごみ収集運搬に係る既委託 業務の契約方法等の見直し検討	入札	導入検討・協議
		ごみ再資源化事業	1人1日当たりの資源化量 207g/人・日	185g/人・日

このページからは、「その他事務の執行に関するもの」

## 行政監査結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局等

平成30年度／総務局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	総務局	区分	意見
意見の項目	実効性のある内部統制制度の確立について		
意見を付す理由	<p>今回の監査委員監査を含め、これまでの監査において、次のような事案が見受けられた。</p> <p>(1) 監査結果報告として通知・公表する事項（指摘及び意見）以外にも、事務処理誤りが多数あった。</p> <p>(2) 措置を講じた旨の通知を受けた監査委員が、当該事項を公表（告示及びホームページ）したにもかかわらず、後の監査において同一課の同一事務について同じ誤りがあった。</p> <p>(3) 誤りを未然に防止する観点から、事務の簡素化を求めた監査委員の意見に対し、不作為の措置通知（措置しないとの通知）があったにもかかわらず、依然として誤りがあった。</p>		
意見	<p>監査結果の現状から、内部統制の概念が庁内で十分浸透していないこと、また、リスクを防止するための所定の基準や手続が形骸化していることを自覚するとともに、地方自治法に基づく内部統制制度が確立するまでの間は、現行制度を運用する中で必要な見直しを図るなど、事務の適正な執行を自律的に確保する体制を確立されたい。</p>		

注) 内部統制…市長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保すること。

# 行政監査結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局等

平成30年度／総務局

告示番号

高松市監査委員告示第1号

告示日

平成31年2月28日

所管課等

危機管理課

区分

意見

意見の項目

災害時における従事職員の体制及び意見集約について

意見を付す理由

災害発生時においては、職員は職員行動マニュアルによって、それぞれ動員配備区分ごとに参集することになっているが、現状において、マニュアルに定められた役割以外の役割と重複する職員があり、役割が重複した場合の優先順位が決められていないため、今後発生が予想される大規模災害発生時において、それぞれの参集先において最大限の人員が動員された場合、参集先での人員の不足や混乱が予想される。  
また、水防本部等の解散後に、従事職員の方から疑問点や不備などの意見を述べる機会が設けられていない。

意見

現に、従事職員の用務が重複していることから、選任に当たっては、職員の状況を十分に把握するよう所属長に指導されるとともに、重複が生じた場合には、危機管理・防災対策の所管部署において調整されたい。  
また、職員の意見等を集約するなどの体制を構築されたい。

# 行政監査結果

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局等

平成30年度／財政局

告示番号

高松市監査委員告示第1号

告示日

平成31年2月28日

所管課等

財産経営課（ファシリティ  
マネジメント推進室）

区分

意見

意見の項目

ファシリティマネジメントの取組効果の早期発現について

意見を付す理由

本市が所有する施設やインフラの老朽化に伴う更新や維持管理経費等の増大が厳しい財政状況を今後さらに圧迫することが見込まれる中、各種ファシリティマネジメント政策の取組効果の早期発現が重要であるが、インフラや企業会計の財産が含まれていない等、計画自体の精度が不十分であったり、公共施設の再編を押し進めていく上で全庁的な指針となる施設の集約化・複合化、配置・規模の見直し等の検討に至っておらず、専門知識を持たない各課任せの各施設の整備計画策定や管理の結果、施設再編後の跡地が十分に利活用されていなかったり、保有総量の削減につながっていない現状が散見された。

意見

ファシリティマネジメントの取組効果の早期発現に向けては、市の保有する施設、インフラ等の実態を的確に反映した全体計画の策定をはじめ、施設の保有総量の適正化に向け、施設の集約化・複合化、配置・規模・機能等の考え方を整理し、施設所管課の策定する各施設の整備計画に反映させること、また専門知識を持った職員の採用や民間との連携などにより、未利用施設（土地含む）の利活用・処分の促進を図る等、阻害要因の解消に向けて積極的に取り組まれない。



# 行政監査結果

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局等

平成30年度／環境局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
所 管 課 等	環境保全推進課	区 分	意 見
意 見 の 項 目	高松市太陽光発電システム等設置補助金の交付要件の見直しについて		
意見を付す理由	本市では環境保全意識の醸成や地球温暖化の防止を寄与することを目的とし、高松市太陽光発電システム等設置補助交付要綱に基づき、発電システム及び蓄電又は充給電設備の設置者に売電を前提条件として補助金を交付しているが、国の再生可能エネルギー政策は自家消費型を促進する方向へ向かっていることから、補助要件の見直しが必要である。		
意 見	補助金の交付要件については、補助金の本来の交付目的や再生可能エネルギー政策を取り巻く環境の変化を踏まえ、自家消費型の発電設備も交付対象となるよう、売電の条件を廃止するなど、適切に見直しされたい。		

# 定期監査

# 平成30年度定期監査の結果について

## 1 監査対象局及び所属別監査結果

	所管課等	指摘	意見	合計
1	市民政策局	1		1
2	市民政策局	香川総合センター	1	2
3		市民やすらぎ課	1	1
4	総務局	総務課	1	1
5	財政局	1		1
6	財政局	財産経営課	2	2
7	健康福祉局	2		2
8	健康福祉局	障がい福祉課	1	1
9		保健センター	3	3
10	環境局	1		1
11	出納室			
	合計	9	6	15

※指摘・・・法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

## 2 監査実施期間

市民政策局 平成30年11月1日から平成31年1月28日まで

総務局 平成30年11月1日から平成31年1月29日まで

財政局、環境局及び出納室 平成30年12月3日から平成31年1月29日まで

健康福祉局 平成30年8月27日から平成31年1月28日まで

## 3 監査対象事務

財務等に関する事務の執行

## 4 監査対象となる事務の執行年度

平成29年度及び平成30年度

## 5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼を置いて実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

また、「平成30年度高松市監査実施計画」に掲げる重点取組事項として、「財産の管理」について、テーマを選定し、監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## 7 事情聴取（平成31年1月28、29日実施）の状況



# 平成30年度定期監査結果一覧

H31.2.28

結果No.	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等
1	指摘【重点】	公有財産（土地・建物）の貸付手続等について	P26	市民政策局・財政局・健康福祉局・環境局
2	意見【重点】	文化センターの財産管理について	P28	市民政策局 香川総合センター
3	意見【重点】	未利用財産の売却等に係る情報の積極的な発信について	P29	財政局 財産経営課
4	意見【重点】	老朽化した施設の適正な管理について	P30	
5	意見【重点】	総合センターへ移転後の保健センター（跡施設）の財産管理について	P31	健康福祉局 保健センター
6	意見【重点】	旧香川保健センターの財産管理について	P32	
7	意見【重点】	地域保健活動センターについて	P33	
8	指摘	浄化槽の適正な管理について	P34	市民政策局 香川総合センター
9	指摘	個人情報の保護について	P35	市民やすらぎ課
10	指摘	契約書の収入印紙について	P36	総務局 総務課
11	指摘	業務委託契約等における1者による随意契約理由について	P37	健康福祉局
12	指摘	個人情報の保護について	P38	健康福祉局 障がい福祉課

- ※ 指摘 …… 法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。
- ※ 【重点】 …… 「平成30年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成30年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成30年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方自治体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

平成30年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/kansa.files/keikaku30.pdf>

## 財産の管理について

### 1 テーマ及び監査のポイント

地方財政法第8条は、「地方自治体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されていることから、監査委員は、今回、公有財産のうち土地・建物を中心に、その管理が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかについて、書面及び実地にて監査を行った。

なお、監査対象は、市民政策局、総務局、財政局、健康福祉局及び環境局である。

### 2 調査対象項目

監査対象局及び課等の事務が適正に行われているか、次の事項に留意しながら監査を実施した。

- (1) 公有財産の貸付等は、適正な手続により行われているか。
- (2) 公有財産台帳等は、適正に作成されているか。
- (3) 公有財産の現状は、適切に把握されているか。
- (4) 貸付等が行われていない公有財産の維持管理は、適正に行われているか。
- (5) 高松市公共施設再編整備計画等に基づき、事務が行われているか。
- (6) 包括外部監査の結果は反映されているか。

### 3 監査方法

- (1) 書類確認  
調査対象局及び各課等が作成した決裁、行政財産使用許可台帳、普通財産貸付台帳及び財産台帳等を確認した。
- (2) 現地調査  
調査対象局所管の行政財産及び普通財産のうち、代表的なものについて抽出して現地調査を実施した。
- (3) その他  
調査対象局及び各課等に対し、文書又は口頭で照会した。

### 4 調査対象となる財産について

今回の監査において調査の対象とした、調査対象局及び各課等が管理している財産については、公有財産管理システムに登録している行政財産及び普通財産について、調査を行った。

## 5 監査で認められた事実

- (1) 公有財産の貸付（行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付）事務については、一部の貸付等事務について、不備があるものが見受けられた。
- (2) 現に管理する公有財産については、おおむね適正に管理されていたが、一部の施設において、管理が不十分なものが見受けられた。
- (3) 高松市公共施設再編整備計画（案）において対象とされている施設について、今後の施設の在り方について検討を要すると思われるものが見受けられた。
- (4) 高松市地域行政組織再編整備計画に基づく総合センターの開設に伴う出先機関の統廃合等で利用されなくなった財産について、一部の施設においてあまり活用できていないものが見受けられた。
- (5) 別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

注) 行政財産…地方公共団体において公用（地方公共団体が事務や事業を執るために直接使用する：庁舎など）又は公共用（住民の一般的共同利用に供する：図書館など）に供し、又は供することと決定した財産  
普通財産…行政財産以外の公有財産



# 定期監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

平成30年度／市民政策局・総務局・財政局・健康福祉局・環境局

告示番号

高松市監査委員告示第1号

告示日

平成31年2月28日

所管課等

市民政策局・財政局・健康福祉局・環境局

区分

指摘【重点】

指摘の項目

公有財産（土地・建物）の貸付手続等について

指摘する理由

公有財産（土地・建物）の貸付手続等について確認したところ、適切でない事務処理等が散見された。

指摘

公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。

根拠法令・通知等①

高松市公有財産事務取扱規則

内容①

（公有財産台帳）  
第18条 市長及び教育委員会は、それぞれ所管に属する公有財産について、公有財産台帳（様式第3号から様式第3号の8まで。以下「台帳」という。）を備え、必要な事項を記載し、変動があった場合においては、その都度修正しなければならない。  
（略）  
（行政財産の目的外使用許可）  
第26条 公有財産管理者は、法第238条の4第7項の規定により、その管理する行政財産を使用させようとするときは、使用願人に行政財産使用許可申請書（様式第10号）を提出させ、内容調査の上使用許可を適当とする場合は、その理由及び許可書案を添えて市長の決裁を受けなければならない。  
2 前項の行政財産使用許可申請書には、次の各号のいずれかに該当する資格を有する連帯保証人を立て、連署させなければならない。ただし、国又は公共団体に使用させるとき、その他公有財産管理者において必要がないと認めるときは、この限りでない。  
（略）  
（普通財産の貸付け）  
第27条 公有財産管理者は、その管理する普通財産を貸付けしようとするときは、借受願人に普通財産借受願（様式第13号）を提出させ、その内容を調査し、貸付けを適当とする場合は、その理由及び契約書案並びに貸付料算定の根拠を添えて、市長の決裁を受けなければならない。  
2 連帯保証人については、前条第2項及び第3項並びに様式第11号の規定を準用する。  
（略）  
3 公有財産管理者は、普通財産貸付台帳（様式第14号又は様式第14号の2）を調製しなければならない。  
（公有財産の使用（貸付）期間の延長及び更新）  
第31条 公有財産管理者は、前条第1項に定める期間内において、使用又は貸付期間の延長をしようとするときは、行政財産の使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）については行政財産使用期間延長願（様式第15号）を、借受人については普通財産借受期間延長願（様式第16号）を期間満了の日の15日前までに提出させ、その内容を審査し、許可書案又は契約書案を添えて市長の決裁を受けなければならない。  
（略）

根拠法令・通知等②

行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準第8の3項第3号

内容②

使用料の減免は、使用許可申請の際、減免を受けようとする申請者から使用料減免申請書を提出させ、これに基づき決定するものとする。ただし、使用許可の変更申請の場合等で既に同一の使用目的及び使用許可物件について減免の決定をしているときは、この限りでない。

## (指摘事項別紙)

	指摘内容	対象部局			
		市民政策局	財政局	健康福祉局	環境局
1	行政財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの。	地域振興課 牟礼総合センター 香川総合センター 人権啓発課 住宅・まちづくり企画課	財産経営課		
2	普通財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの。	地域振興課 牟礼総合センター 香川総合センター		障がい福祉課	環境総務課
3	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの。	地域振興課 香川総合センター 国分寺総合センター		健康福祉総務課 国保・高齢者医療課 保健対策課	
4	本来、「普通財産（土地）貸付台帳」を作成しなければならないところ、「行政財産使用許可台帳」の様式で作成を行っているものや、台帳の名称が異なっているもの。	香川総合センター			
5	普通財産として公有財産管理システムに登載されている財産について、「普通財産貸付台帳」及び「行政財産使用許可台帳」に重複して作成しているもの。	国分寺総合センター			
6	「公有財産の使用者・連帯保証人の住所、氏名変更承認願」が提出されているにもかかわらず、台帳の使用者欄・連帯保証人欄の住所、氏名が変更されていないもの。	国分寺総合センター			
7	「行政財産使用許可台帳」の名称欄、区分欄及び許可期間の記載等に記載がないものや誤りがあるもの。	国分寺総合センター		健康福祉総務課	環境業務課
8	台帳に付箋、鉛筆書き等で修正を加え、現在の正確な内容がわかりにくいいため、規則に定められた様式に改める必要があるもの。	人権啓発課			
9	同じ件名で修正前後の決裁が文書管理システム内で重複して保管されているもの、また、普通財産であるにもかかわらず行政財産として過って起案し、修正前の決裁を文書管理システムの中に残しているもの。	国分寺総合センター			
10	公有財産の使用期間が終了しているにもかかわらず、契約更新の手続き及び使用料請求の手続きがされていないもの。	地域振興課			
11	行政財産の目的外使用にあたり、使用料を減免しているにもかかわらず、使用者から減免申請書を徴していないもの。		財産経営課		環境業務課 南部クリーンセンター 西部クリーンセンター 衛生センター
12	行政財産の目的外使用許可にあたり、許可証の発行をしていないもの。				環境業務課
13	本来、普通財産の貸付に係る事務処理によるべきところ、行政財産の目的外使用の事務処理を行っているもの。			長寿福祉課	
14	用途廃止等で、公有財産台帳（土地台帳・建物台帳）の台帳名が、現況と異なっているもの。			保健センター	
15	現況地積が判明している又は国土調査による成果に係る地積更正などにより、公有財産台帳の面積が異なっているもの。			健康福祉総務課 長寿福祉課	
16	公有財産使用（借受）期間延長願の日付が空欄であったり、受付日が期間満了の15日以上前になっていないものや、使用（借受）年月日に誤りがあったもの。			障がい福祉課	

# 定期監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

平成30年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	香川総合センター	区分	意見【重点】
意見の項目	文化センターの財産管理について		
意見を付す理由	<p>香川総合センター所管の13の文化センターについては、合併以前から継続して土地及び建物を普通財産として保有し、各地元自治会等の集会所等として地域住民に使用されてきたが、光熱水費等の施設の維持管理費や草刈り等の現場の施設管理もすべて市が負担している現状にある。</p> <p>また、「高松市公共施設再編整備計画（案）2次」において継続使用としながらも「今後の施設の在り方については、地元譲渡等の対応を考える」とあるように、地元譲渡等を目標とし、受益者負担の公平性の観点からも、地域住民の費用負担等今後の施設の在り方について検討する必要がある。</p>		
意見	<p>譲渡施設の特定や譲渡に向けた地元との協議については「高松市市有施設の譲渡に関する基本方針」が策定された後になるため、早期に同基本方針の策定ができるように関係部局と協議を進めるとともに、施設の維持管理費等の費用負担や施設管理に関する地元負担についても、施設の譲渡協議と合わせて検討されたい。</p>		



日生ニュータウン文化センター



上部会館

# 定期監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

平成30年度／財政局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	財産経営課	区分	意見【重点】
意見の項目	未利用財産の売却等に係る情報の積極的な発信について		
意見を付す理由	財産経営課では、公用又は公共用の用途を廃止し、売却や貸付が可能である普通財産を旧合併町から引き継いだものも含め多数所管しており、未利用施設や土地について、一般競争による売却や、貸付などを行っているが、売却可能物件等の情報について、長期間ホームページで公表されていない状態である。		
意見	売却や貸付が可能な未利用財産について、ホームページ等で発信するなど、処分等に向けて積極的に取り組まれない。		

# 定期監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

平成30年度／財政局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	財産経営課	区分	意見【重点】
意見の項目	老朽化した施設の適正な管理について		
意見を付す理由	<p>建築年次が古い建物について、施設の利用がほとんどなく、また付属する駐輪場の屋根材の破片が周囲に飛散しているなど、適正な管理を行えていない状態であった。</p> <p>また、災害発生時の2次災害により周囲に被害を及ぼすことが懸念される。</p>		
意見	<p>老朽化した施設（建物）について、倉庫等のごく一部の利用にとどまるものについては、他の同様の施設と利用を集約した上で、立地等条件の良い施設については、売却も検討されたい。</p> <p>また、市が所有している間は、劣化状況等を定期的に確認するなど、安全面についても配慮されたい。</p>		



元紫雲福社会館



# 定期監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

平成30年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	保健センター	区分	意見【重点】
意見の項目	総合センターへ移転後の保健センター（跡施設）の財産管理について		
意見を付す理由	合併地区保健センター（跡施設）については、総合センターへの移転により保健センターとしての機能を廃止した後も施設全体を行政財産として保有し、「地域保健活動センター」等として利用しているが、未利用箇所が多く見られ、十分有効活用されていない。		
意見	倉庫等の利用では、施設の維持管理経費すら賄えないため、高松市地域行政組織再編計画やファシリティマネジメント施策の本来の趣旨に沿い、民間事業者への売却や貸付など、これ以上市の赤字を増やさないための施設の有効活用方法を検討されたい。		



旧高松市香川保健センターの未利用部分

# 定期監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

平成30年度／健康福祉局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
所 管 課 等	保健センター	区 分	意 見 【重 点】
意 見 の 項 目	旧香川保健センターの財産管理について		
意見を付す理由	旧香川保健センターにおいて、使用許可の範囲外である駐車場に、施設管理者として使用しないと思われる同団体の車両及び機具が置かれていた。		
意 見	駐車場の使用の意向の有無を確認した上で、必要があれば行政財産の目的外使用許可を行うなど、適正に公有財産を管理されたい。		



# 定期監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

平成30年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	保健センター	区分	意見【重点】
意見の項目	地域保健活動センターについて		
意見を付す理由	合併地区保健センター（跡施設）における「地域保健活動センター」については、具体的な活動についてホームページ等での掲載もなく、市民に対して周知が不足していると思われる。		
意見	地域保健活動センターについては、ホームページ等で掲載を行うなど、その活動内容等を市民に対して周知されたい。		



国分寺地域保健活動センター

このページからは、「財務に関するもの」

## 定期監査結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局等

平成30年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	香川総合センター	区分	指摘
指摘の項目	浄化槽の適正な管理について		
指摘する理由	上部会館及び川東下文化センターに設置している浄化槽について、浄化槽法の規定に基づく清掃をしていない箇所が見受けられた。		
指摘	上部会館及び川東下文化センターに設置している浄化槽について、浄化槽法の規定に基づき清掃するよう、適正に管理されたい。		
根拠法令・通知等	浄化槽法第10条		
内容	浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。		

# 定期監査結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局等

平成30年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	市民やすらぎ課	区分	指摘
指摘の項目	個人情報の保護について		
指摘する理由	決裁書類に個人情報が記載された付箋が貼付されたままになっており、落下等による紛失及び個人情報の流失が懸念される。		

指摘	個人情報の追記等が必要である場合には、別紙を作成するなど、適正に事務処理されたい。
----	---

根拠法令・通知等	高松市個人情報保護条例第13条第2項
内容	実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

# 定期監査結果

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局等

平成30年度／総務局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	総務課	区分	指摘
指摘の項目	契約書の収入印紙について		
指摘する理由	平成30年度の包括外部監査契約書に収入印紙が貼られていなかった。		
指摘	包括外部監査契約書の作成に当たっては、課税文書となるため、契約の相手方に収入印紙を貼付するよう指導されたい。		
根拠法令・通知等	印紙税法基本通達別表第1「課税物件、課税標準及び税率の取扱い」第2号文書（請負に関する契約書）14（会社監査契約書）		
内容	公認会計士（監査法人含む）と被監査人との間において作成する監査契約書は、監査に係る労務の提供そのものではなく、その成果物である監査報告書の提出を目的とするなどの点から、第2号文書（請負に関する契約書）として取り扱う。		

# 定期監査結果

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局等

平成30年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	健康福祉局	区分	指摘
指摘の項目	業務委託契約等における1者による随意契約理由について		
指摘する理由	診療所における貸与被服（白衣等）の洗濯業務委託に係る業者選定について、1者による随意契約となっていた。		
指摘	業者選定に当たり、同種の事業を行っている部署等を参考に複数の業者による見積聴取を行うよう、適正な事務処理をされたい。		
根拠法令・通知等	高松市契約規則第18条の2		
内容	<p>市長は、随意契約により契約を締結しようとする場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、2以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を1者のみからとすることができる。</p> <p>(1) 前条第2項第1号又は第2号に該当するとき。  (2) 契約の相手方が特定されるものに係る契約をするとき。  (3) その他市長が特に認める契約をするとき。</p>		

# 定期監査結果

結果No.

No.12

監査実施年度／対象局等

平成30年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
所管課等	障がい福祉課	区分	指摘
指摘の項目	個人情報の保護について		
指摘する理由	決裁書類に個人情報が記載された付箋が貼付されたままになっており、落下等による紛失及び個人情報の流失が懸念される。		

指摘	個人情報の追記等が必要である場合には、別紙を作成するなど、適正に事務処理されたい。
----	---

根拠法令・通知等	高松市個人情報保護条例第13条第2項
内容	実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。